

# 国立大学法人高知大学における大型設備の調達

## に係る仕様策定等に関する取扱要領

平成16年4月1日  
規則第106号

最終改正 令和5年3月28日規則第132号

### (趣旨)

第1条 国立大学法人高知大学における大型設備の調達（政府調達に関する協定が適用される設備の調達をいう。以下同じ。）を行う場合の仕様策定等の取扱いについては、この要領の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要領において「部局」とは、各学系、各学部（附属施設を含む。以下同じ。）、大学院総合人間自然科学研究科、保健管理センター、学内共同教育研究施設、海洋コア国際研究所、機構等及び事務局をいう。

2 この要領において「部局長」とは、前項の部局の長をいう。

### (仕様策定委員会)

第3条 部局において、大型設備の調達を行う場合には、その都度、調達しようとする設備（以下「設備」という。）の仕様の策定を行うため、当該部局に仕様策定の組織（以下「仕様策定委員会」という。）を設けるものとする。

2 仕様策定委員会の委員は、部局長が委嘱するものとする。

3 部局長が必要と認めた場合は、他の部局又は他大学等の職員を委員に委嘱することができる。この場合においては、あらかじめ当該他の部局又は他大学等の長の同意を経なければならない。

4 仕様策定委員会は、原則として5人以上の委員で組織し、うち1人以上は課長又は室長で構成しなければならない。

5 仕様策定委員会に、仕様策定委員の互選により委員長を置く。

6 委員長は、仕様策定委員会を招集し、議長となる。

7 2部局以上の共同利用に係る設備の仕様策定に当たっては、当該部局間で協議して代表部局を定めるものとし、代表部局長は関係部局長と協議し、第2項の手続を経た上で委員を委嘱するものとする。

8 部局長又は代表部局長は、委員の委嘱に当たっては書面により、委員の任務を明らかに

して行うものとする。

(審議事項)

第4条 仕様策定委員会は、仕様の策定に当り次に掲げる事項について、専門的観点から調査・検討するものとする。

- (1) 設備の機能及び性能等に関すること。
  - (2) 設備に関する関係資料等の収集に関すること。
  - (3) その他仕様の策定に関し必要と認める事項
- 2 仕様策定委員会は、関係資料等の収集に当って可能な限り多数の供給者から幅広く、かつ、公平に行うものとする。
- 3 仕様内容は、教育研究上の必要性に配慮しつつも可能な限り必要最小限のものとし、競争性が確保されるよう仕様を策定するものとする。
- 4 仕様策定委員会は、策定した仕様内容原案を、可能な限り、多数の供給者に対して公平に説明会を開くこと等により説明を行い、供給者からの意見を聴取した上で仕様内容を決定するものとする。
- 5 仕様策定委員会は、仕様の策定過程において、教育研究上の必要性により機種が特定されることが想定される場合には、仕様内容の決定前に、部局長の承認を得るものとする。
- 6 仕様策定委員会は、開催の都度議事要旨を作成するものとする。

(策定結果の報告)

第5条 仕様策定委員会は、仕様を策定したときは、前条第6項の議事要旨を添付して部局長に報告するものとする。

(技術審査職員)

第6条 契約担当役は、国立大学法人高知大学における会計機関の補助者の指定に関する規則第3条第1項の規定に基づき、技術審査を行う職員(以下「技術審査職員」という。)を命ずるものとする。この場合においては、処理すべき事務の範囲を明らかにした書面を、当該職員の所属部局の事務部の長を経由して交付するものとする。

- 2 契約担当役が必要と認めた場合は、他大学等の職員に技術審査を委任することができる。この場合においては、あらかじめ当該他大学等の長の同意を得なければならない。
- 3 技術審査職員は、複数発令するものとする。
- 4 技術審査職員と仕様策定委員との兼任は、原則として認めないものとする。

(技術審査及び審査結果の報告)

第7条 技術審査は、応札者の提案した設備が本学の仕様を満たしているか否かについて、  
応札者から提出された書類等に基づき行うほか、応札者から十分な説明を受けて行うものとする。

2 技術審査に当っては、応札仕様の一覧表及び技術審査結果を記録するための技術審査表を作成するものとする。

3 技術審査職員は、技術審査の結果について報告書を作成し、前項の応札仕様の一覧表等を添付し、当該部局の事務部の長を経由して契約担当役に報告するものとする。

(技術審査結果通知)

第8条 契約担当役は、技術審査の結果不合格となった応札者に対しては、理由を付して書面で通知するものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年7月5日規則第15号）

この要領は、平成18年7月5日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成20年3月26日規則第127号）

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規則第124号）

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日規則第163号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月17日規則第107号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月28日規則第132号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。